

雇用環境セミナー

～ハラスメントのない職場、
働き方改革関連法施行に向けて～

を開催いたしました！

(日時) 平成30年12月4日(火)
(会場) 県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛

和歌山労働局 雇用環境・均等室では、職場におけるハラスメントと働き方改革関連法をテーマとした『雇用環境セミナー』を平成30年12月4日に開催いたしました。

年末のお忙しい時期にも関わらず81社、91名の方にご参加いただくことができました。こちらで、その内容を一部ご紹介いたします！

また、当日ご記入いただきましたアンケートの内容につきましては、これから開催する説明会等で参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

◆当セミナーで配付しましたパンフレット等については、トピックスからご覧いただけます。また、当日の説明資料につきましてはご希望の場合、送付をしております。詳しくは、和歌山労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

(TEL) 073-488-1170

次第

- ①開会挨拶
- ②ハラスメント防止対策について
- ③ハラスメント相談事例と対応について
- ④働き方改革関連法
(労働時間法制の見直しについて)
- ⑤働き方改革関連法
(雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について)

ハラスメント対策について

職場におけるハラスメントの種類とその対策についてご説明いたしました。セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が事業主に義務づけられています。働きやすい職場環境づくりに向けて、企業として総合的な対策を講じるよう心がけましょう。



ハラスメント相談事例と対応について

労働局にハラスメントの相談が寄せられた際の流れと、労使間で紛争が生じている際の紛争解決援助の制度について相談事例を交えてご説明いたしました。企業の方からでも労働者の方からでも、ご相談いただけますのでハラスメントでお困りの際はぜひ、労働局までお問い合わせください。

働き方改革関連法

①労働時間法制の見直しについて

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定、フレックスタイム制の見直し、高度プロフェッショナル制度、勤務間インターバル制度などについて、働き方改革の全体像と併せてご説明いたしました。働き方改革関連法施行に伴う労務管理については「和歌山県働き方改革推進支援センター」(TEL.0120-731-715)までお問い合わせください。

②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

2020年4月施行のパートタイム・有期雇用労働法について、ご説明いたしました。従来のパートタイム労働法に有期雇用労働者が加わり、不合理な待遇差をなくすための規定が整備されます。具体的な内容につきましては、今後省令等で定められる予定となっています。

個別相談会

セミナー終了後、個別相談会を開催し、働き方改革関連法施行に伴う労働時間法制に関するご相談を中心に多くのご相談をお寄せいただきました。今後も労働局、働き方改革推進支援センターでご相談をお受けしております。



ご参加、誠にありがとうございました。